

豊田加茂医師会 在宅相談ステーション事業

「訪問診療・訪問歯科診療」調整支援に関する Q&A

豊田加茂医師会
在宅相談ステーションとは

豊田加茂医師会が豊田市・みよし市から業務委託を受け実施してます。
相談にはケアマネジャー資格を有する保健師等が対応します。

医科

Q1 往診・訪問診療（以下訪問診療等）を受けたいという相談があったときには、まず何をすればよいですか？

A1 かかりつけ医がいる場合は、その医師に相談をしてください。訪問診療等に対応していただける場合があります。 病院に入院の場合は、地域連携室等の相談員に相談をしてください。 かかりつけ医が訪問診療等に対応ができない、適当な相談先がない場合などは、在宅相談ステーションに相談をしてください。

Q2 訪問診療医はどのように選任されるのですか？

A2 在宅相談ステーションが当会医師会員に毎年実施している調査に基づき、豊田市・みよし市内の診療所・病院で訪問診療等を実施している医師の中で、利用者の居住地から近く、病状に合った必要な医療措置が実施できる医師に依頼致します。
現在、当医師会の圏域で約60医療機関が在宅医療に対応でき、そのうち約40医療機関が24時間対応が可能です。

Q3 在宅での看取りは可能でしょうか？

A3 ご本人、ご家族に在宅で看取るというご希望があれば可能です。看取りまでの対応が可能な医師に依頼致します。

Q4 在宅相談ステーションに訪問診療医の選任依頼するための具体的な手順はどのようなものですか？

A4 在宅におけるコーディネーターの皆様（地域包括支援センター、ケアマネジャー、障がい相談支援員等、以下在宅療養コーディネーター）に実施していただきたい一般的な流れは次のとおりです。

ステップ 1
ステップ 2

在宅相談ステーションへ、電話等にて利用者の概要や在宅療養についてのご希望をご説明お願い致します。

利用者の基本情報（生活・介護情報等）についてFAXまたは郵送等で情報提供をお願い致します。

（豊田市介護サービス連絡協議会の様式または、各事業所の様式で結構です）

在宅相談ステーション実施

入院・外来での主治医へ診療情報提供書を依頼致します。

在宅相談ステーション実施

医療情報・生活介護情報が集約できた段階でA2記載の調査に基づき、条件に合う医師に対応依頼をします。

在宅相談ステーション実施

訪問看護の導入が必要な場合は、同時に導入調整を致します。

在宅相談ステーション実施

訪問診療医（訪問看護ステーション）の決定を在宅療養コーディネーターに連絡致します。

ステップ 3

訪問診療医（訪問看護ステーション）と利用者と初回訪問日等の連絡調整をお願い致します

※利用者やご家族の状況によって異なる場合もあります。

Q5 訪問診療等を利用したらもう入院はできないのですか？

A5 在宅ではできない入院での治療や検査の実施、介護者の休養など、訪問診療医が必要と判断した場合は入院することができます。当医師会では、在宅療養患者の受入れ体制の整備を目的として「在宅医療後方支援病院一覧表」を作成し、当医師会ホームページに掲載しています。詳細は訪問診療医または在宅相談ステーションにご相談下さい。

Q6 訪問診療医の専門外の疾患（眼科、耳鼻科等）について相談や診察を受けることはできますか？

A6 当医師会では、「コンサルト医制度」を運用しております。登録していただいている医師が対応可能な場合もありますので訪問診療医または相談ステーションにご相談下さい。

Q7 夜間や休日に急に状態が悪くなった時はいつでも往診してくれるのでしょうか？

A7 重症度の高い方については、訪問看護も導入されていることが多く、まずは、訪問看護ステーションが訪問し、医師と連携して対応します。急変された場合や看取りの対応で医師の往診が必要な可能性がある場合は、訪問診療医を選任の際に、緊急の対応が可能な医師に依頼致します。

※当医師会では、「在宅療養バックアップシステム」を運用中であり、また「豊田加茂くらげ方式」という体制で連携を組んでいる医師もいます。両制度共に、主治医の不在時に、状態が急変した場合に代わりの医師が対応することを目的とした体制です。詳細は在宅相談ステーションにお問合せください。

歯科

Q1 訪問歯科診療を受けたいという相談があった場合はまず何をすればよいですか？

A1 かかりつけ歯科医がいる場合は、その歯科医師に相談をしてください。訪問歯科診療に対応していただける場合があります。 かかりつけ歯科医が訪問歯科診療に対応ができない場合は、在宅相談ステーションに相談をしてください。

Q2 訪問歯科診療医はどのように選任されるのですか？

A2 在宅相談ステーションを通し、豊田加茂歯科医師会担当理事が、主に利用者の居住地の中学校区内で対応可能な歯科医師を選任致します。

Q3 在宅相談ステーションに訪問歯科診療医を依頼するための具体的な手順はどのようなものですか？

A3 在宅療養コーディネーターの皆様に実施していただきたい一般的な流れは次のとおりです。

ステップ 1

在宅相談ステーションに電話等にて利用者の概要や歯科治療、口腔ケア等についてのご希望を簡単にご説明お願い致します。

ステップ 2

利用者の生活・介護情報・お薬情報等について情報提供をお願い致します。

(豊田市介護サービス連絡協議会の様式または、各事業所のご利用しやすい様式で結構です)

在宅相談ステーション実施

利用者の基本情報（生活・介護等）をいただいた段階で、歯科医師会担当理事に選任依頼致します。

在宅相談ステーション実施

訪問歯科診療医の決定について在宅療養コーディネーターに連絡致します。

ステップ 3

訪問歯科診療医と利用者と初回訪問日等詳細について連絡調整をお願い致します

※利用者やご家族の状況によって異なる場合があります。